

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	2023年の国際情勢と日本外交の課題
著者 / 所属	宮崎 雅史 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	454号
刊行日	2023-2-22
頁	49-65
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20230222.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

2023年の国際情勢と日本外交の課題

宮崎 雅史

(外交防衛委員会調査室)

1. 国家安全保障戦略の改定
2. 2023年の国際情勢
3. ウクライナ情勢と日露関係
4. 日米関係
5. 日中関係
6. 日韓関係
7. 北朝鮮情勢

2023年は日本がG7議長国であり、かつ翌年にかけて国連安保理非常任理事国¹を務める。岸田総理は施政方針演説において、歴史の分岐点を迎える中、安定した国際秩序作りのために、強い覚悟で新たな国家安全保障戦略などを策定した旨述べている²。本稿では、同戦略の概要を紹介した上で、2023年の国際情勢を概観・展望するとともに、ウクライナ情勢と日露関係、日米関係、日中関係、日韓関係及び北朝鮮情勢について論ずる³。なお、肩書はいずれも当時のものである。

1. 国家安全保障戦略の改定

(1) 改定に向けた経緯

2013年12月、安倍内閣は国家安全保障に関する基本方針である「国家安全保障戦略」(国家安全保障会議・閣議決定、(2)において「旧戦略」という。)を初めて策定した。同戦略の内容はおおむね10年程度の期間を念頭に置いたものであったが、2021年10月、岸田総理は就任直後の所信表明演説(第205回国会)において、国家安全保障戦略、防衛大綱及び中期防衛力整備計画の改定に取り組む旨表明し⁴、第208回国会(2022年常会)では2022年

¹ 任期は2023年1月から2年間であり、同月は日本が安保理議長国を務めた。

² 第211回国会参議院本会議録第1号(令5.1.23)

³ 本稿は2023年2月2日現在の情報に基づき執筆している(参照URLの最終アクセス日も同日)。

⁴ 第205回国会参議院本会議録第2号5頁(令3.10.8)

末までに新たな国家安全保障戦略等を策定する旨答弁した⁵。同年5月の日米首脳会談では日本の防衛力を抜本的に強化し、その裏付けとなる防衛費の相当な増額を確保する決意を表明し、同年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」においては、「新たな国家安全保障戦略等の検討を加速し、国家安全保障の最終的な担保となる防衛力を5年以内に抜本的に強化する」との方針が示された。その後、政府や有識者会議⁶において更に検討が進められ、同年12月、新たな「国家安全保障戦略」が策定された（国家安全保障会議・閣議決定、以下「新戦略」という。）⁷。

（2）新戦略の内容⁸

ア 策定の趣旨

国際社会は時代を画する変化に直面しており、グローバリゼーションと相互依存のみによって国際社会の平和と発展は保証されないことが改めて明らかになったとし、自由で開かれた安定的な国際秩序は、パワーバランスの歴史的変化と地政学的競争の激化に伴い、重大な挑戦に晒され、対立と協力の様相が複雑に絡み合う時代になっており、我が国は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面し、周辺では力による一方的な現状変更の圧力が高まっているとする。

対立と協力が複雑に絡み合う国際関係全体を俯瞰し、外交力・防衛力・経済力・技術力・情報力を含む総合的な国力を最大限活用して、国家の対応を高次のレベルで統合させるとの視点に立って策定された新戦略は、我が国の安全保障に関する最上位の政策文書であり、新戦略に基づく戦略的な指針と施策は、戦後の我が国の安全保障政策を実践面から大きく転換するものとしている。

イ 我が国の国益

我が国の主権・独立を維持し、領域を保全し、国民の生命・身体・財産の安全を確保すること、経済成長を通じた更なる繁栄を達成しつつ他国と共存共栄できる国際的環境を実現すること、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値や国際法に基づく国際秩序を擁護し、特にインド太平洋地域において自由で開かれた国際秩序を維持・発展させることとする。

⁵ 第208回国会参議院予算委員会会議録第20号9頁（令4.6.3）

⁶ 2022年9月、岸田総理は総合的な防衛体制の強化と経済財政の在り方などについて検討するため、10名の有識者から成る「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」（座長：佐々江賢一郎元駐米大使）を設置した。同会議は4回開催され、同年11月、報告書が取りまとめられた。

⁷ 新戦略とともに策定された国家防衛戦略及び防衛力整備計画の概要については、今井和昌、藤川隆明「新たな国家安全保障戦略を踏まえた防衛力の抜本的強化—国家防衛戦略及び防衛力整備計画の概要—」『立法と調査』No. 453（2023.2.8）、上記三文書で記された反撃能力保有及び継戦能力向上に関しては、沓脱和人「防衛分野における主な課題—戦略三文書に掲げられた反撃能力の保有と継戦能力の向上—」（本誌掲載）をそれぞれ参照されたい。

⁸ 新戦略の全体の構成は「Ⅰ策定の趣旨」、「Ⅱ我が国の国益」、「Ⅲ我が国の安全保障に関する基本的な原則」、「Ⅳ我が国を取り巻く安全保障環境と我が国の安全保障上の課題」、「Ⅴ我が国の安全保障上の目標」、「Ⅵ我が国が優先する戦略的なアプローチ」、「Ⅶ我が国の安全保障を支えるために強化すべき国内基盤」、「Ⅷ本戦略の期間・評価・修正」、「Ⅸ結語」となっている。

ウ 我が国の安全保障に関する基本的な原則

国際協調を旨とする積極的平和主義を維持し、我が国を守る一義的な責任は我が国にあるとの認識の下、我が国の安全保障上の能力と役割を強化すること、普遍的価値を維持・擁護する形で、安全保障政策を遂行すること、平和国家として専守防衛⁹、非核三原則等の基本方針は変わらないこと、日米同盟は我が国の安全保障政策の基軸であること、他国との共存共栄、同志国との連携、多国間の協力を重視することとする。

エ 我が国を取り巻く安全保障環境と我が国の安全保障上の課題

(ア) グローバルな安全保障環境と課題

旧戦略の策定以降も、グローバルなパワーの重心がインド太平洋地域に移る形で、国際社会は急速に変化し続けており、一部の国家が国際秩序に挑戦する動きを加速させているとし、その例として、他国の領域主権等に対する力による一方的な現状変更及びその試み、サイバー空間、海洋、宇宙空間、電磁波領域等におけるリスクの深刻化、安全保障確保のための経済的手段の必要性、国際貿易・経済協力における他国への経済的威圧、気候変動等の共通課題対応での国際社会団結の困難化等を挙げている。

(イ) インド太平洋地域における安全保障環境と課題

自由で開かれたインド太平洋（FOIP）¹⁰というビジョンの下、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を実現し、地域の平和と安定を確保することは、我が国の安全保障にとって死活的に重要であるとする。

中国の動向として、軍事力の広範かつ急速な増強、東シナ海等における力による一方的な現状変更の試みの強化、ロシアとの戦略的な連携の強化、国際秩序への挑戦、他国への経済的威圧、台湾周辺での軍事活動の活発化等が挙げられ、中国が国際社会と建設的な関係を構築し、我が国と共に国際社会の平和と安定に貢献することが期待されているとしながら¹¹、現在の中国の対外的な姿勢や軍事動向等は、我が国と国際社会の深刻な懸念事項であり、我が国の平和と安全及び国際社会の平和と安定を確保し、法の支配に基づく国際秩序を強化する上で、これまでにない最大の戦略的な挑戦であり¹²、我が国の総合的な国力と同盟国・同志国等との連携により対応すべきとする。

北朝鮮の動向¹³として、ミサイル関連技術及び運用能力の急速な進展、核戦力の最大限

⁹ 相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の精神に則った受動的な防衛戦略の姿勢をいう（防衛省『令和4年版防衛白書』193頁）。

¹⁰ FOIPの実現のための三本柱として、①法の支配、航行の自由、自由貿易等の普及・定着、②経済的繁栄の追求（連結性、EPA/FTAや投資協定を含む経済連携の強化）、③平和と安定の確保（海上法執行能力の構築、人道支援・災害救援等）が挙げられている（外務省ウェブサイト〈<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000430631.pdf>〉）。

¹¹ FOIPの実現のための基本的な考え方として、「地域全体の平和と繁栄を保障し、いずれの国にも安定と繁栄をもたらすために、ASEANの中心性、一体性を重視し、包括的かつ透明性のある方法で、ルールに基づく国際秩序の確保を通じて、自由で開かれたインド太平洋地域を「国際公共財」として発展させる。こうした考え方に賛同してもらえるのであれば、日本はいずれの国とも協力していく」としている（外務省ウェブサイト（前掲脚注10））。

¹² 米国が2022年10月に公表した国家安全保障戦略では、中国について「最も重大な地政学的挑戦」であるとしている（『読売新聞』（令4.12.17））。

¹³ 北朝鮮による拉致問題については、旧戦略と同じく、我が国の主権と国民の生命・安全に関わる重大な問題

のスピードでの質的・量的な強化方針等が挙げられ、北朝鮮の軍事動向は我が国の安全保障にとって従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威であるとする。

ロシアの動向として、ウクライナ侵略、我が国周辺の軍事活動の活発化、北方領土での軍備強化、中国との戦略的連携強化等が挙げられ、ロシアの対外的な活動、軍事動向等は、ウクライナ侵略等により国際秩序の根幹を揺るがし、欧州方面においては安全保障上の最も重大かつ直接の脅威と受け止められており、インド太平洋地域においては中国との戦略的連携とあいまって安全保障上の強い懸念であるとする。

オ 我が国の安全保障上の目標

我が国の安全保障に関する基本的な原則を踏まえ、国益を確保するための安全保障上の目標として、国内・外交に関する政策を自主的に決定できる国であり続け、我が国及び周辺における有事等の発生を抑止し、万が一、我が国に脅威が及ぶ場合も、これを排除し、かつ被害を最小化させつつ、有利な形で終結させるとしたほか、安全保障政策の遂行を通じた我が国の経済が成長できる国際環境の主体的な確保、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化等が挙げられている。

カ 我が国が優先する戦略的なアプローチ

総合的な国力（外交力・防衛力・経済力・技術力・情報力）を有機的かつ効率的に用いて、以下のとおり、戦略的なアプローチを実施するとする。

（ア）外交を中心とした取組の展開

危機を未然に防ぎ、平和で安定した国際環境を能動的に創出し、自由で開かれた国際秩序を強化するための外交を中心とした取組として、①外交、防衛、経済等のあらゆる分野における日米同盟の強化¹⁴、②自由で開かれた国際秩序の維持・発展と同盟国・同志国等との連携の強化¹⁵、③周辺国・地域との外交や領土問題を含む諸懸案の解決に向けた取組の強化¹⁶、④軍備管理・軍縮・不拡散¹⁷、⑤国際テロ対策、⑥気候変動対策、⑦ODAを始めとする国際協力の戦略的な活用¹⁸、⑧人的交流等の促進が挙げられている。

上記③のうち日中関係について、両国は地域と国際社会の平和と繁栄にとって重要な責任を有し、「建設的かつ安定的な関係」を構築するとして、中国の力による一方的な現状変更の試みに強く反対し、冷静かつ毅然として対応するとともに、中国の軍事力・

であり、国の責任において解決すべき喫緊の課題であるとともに、基本的人権の侵害という国際社会の普遍的問題であるとする。

¹⁴ インド太平洋地域において日米の協力を具体的に深化させることが、米国の同地域へのコミットメントを維持・強化する上でも死活的に重要であり、日米の戦略レベルで連携を図るとする。

¹⁵ 日米豪印（クアッド）等の取組を通じて、同志国との協力を深化し、FOIPの実現に向けた取組を更に進めるとともに、経済的にも発展し、国際社会における影響力が高まっている途上国等への外交的な関与を更に強化するとする。

¹⁶ 新戦略では、新たに日台関係に関する我が国の立場を明記している。

¹⁷ 我が国周辺における核兵器を含む軍備増強の傾向を止め、これを反転させ、核兵器による威嚇等の事態の生起を防ぐとともに、北朝鮮、イラン等の地域の不拡散問題も踏まえ、核兵器不拡散条約（NPT）を礎石とする国際的な核軍縮・不拡散体制を維持・強化するとする。

¹⁸ 開発途上国の経済社会開発等を目的としたODAとは別に、同志国の安全保障上の能力・抑止力の向上を目的として、装備品・物資の提供やインフラの整備など同志国の軍等が裨益者となる新たな協力の枠組みを設けるとし、令和5年度一般会計予算（外務省所管）に「同志国の安全保障能力強化を支援するための経費」として20億円が計上されている。

軍事活動の透明性等を向上させ、国際的な軍備管理・軍縮等の努力に建設的な協力を行うよう強く働きかけるほか、我が国経済の発展と経済安全保障に資する形で中国との適切な経済関係を構築するとともに、中国が地球規模課題等に対してその国際的な影響力にふさわしい責任ある建設的な役割を果たすように促すとする。

北朝鮮による核・ミサイル開発に関しては、米国及び韓国と緊密に連携しつつ¹⁹、地域の抑止力の強化、国連安保理決議に基づくものを含む対北朝鮮制裁の完全な履行及び外交的な取組を通じ、六者会合共同声明²⁰や国連安保理決議に基づく北朝鮮の完全な非核化に向けた具体的行動を北朝鮮に対して求めるとする。

日露関係について、インド太平洋地域の厳しい安全保障環境を踏まえ、我が国の国益を守る形で対応するとし、同盟国・同志国等と連携しつつロシアによる国際社会の平和と安定及び繁栄を損なう行動を防ぐとしたほか、北方領土問題については、領土問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針が不変であることを示すにとどまった。

(イ) 防衛体制の強化

反撃能力²¹の保有、2027年度の予算水準のGDP 2%達成²²等を内容とする防衛力の抜本的強化のほか、総合的な防衛体制の強化との連携²³、防衛生産・技術基盤の強化、防衛装備移転の推進、人的基盤の強化が挙げられている。

(ウ) 米国との安全保障面における協力の深化

日米同盟の抑止力と対処力を一層強化するとし、具体的取組として、領域横断作戦²⁴や我が国の反撃能力の行使を含む日米間の運用の調整、相互運用性の向上、サイバー・宇宙分野等での協力深化、先端技術を取り込む装備・技術面での協力の推進、日米のより高度かつ実践的な共同訓練、共同の柔軟に選択される抑止措置（FDO）²⁵、共同の情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動、日米の施設共同使用の増加等が挙げられている。

(エ) 我が国を全方位でシームレスに守るための取組の強化

軍事と非軍事、有事と平時の境目が曖昧になり、ハイブリッド戦が展開され、グレー

¹⁹ 2022年11月、カンボジアで行われた日米韓首脳会合の共同声明において、北朝鮮のミサイル警戒データのリアルタイムでの共有について明記された（外務省ウェブサイト〈<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100420130.pdf>〉）。

²⁰ 2005年9月、中朝日韓露米による第4回六者会合で共同声明が発出された。

²¹ 我が国に対する武力攻撃が発生し、その手段として弾道ミサイル等による攻撃が行われた場合、武力の行使の三要件に基づき、そのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相手の領域において、我が国が有効な反撃を加えることを可能とする、スタンド・オフ防衛能力等を活用した自衛隊の能力をいう。

²² 国際比較のための指標も考慮し、2027年度において、防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組をあわせ、そのための予算水準が現在の国内総生産（GDP）の2%に達するよう所要の措置を講ずるとする。

²³ 研究開発、公共インフラ整備、サイバー安全保障、我が国及び同志国の抑止力の向上等のための国際協力の四つの分野における取組を関係省庁の枠組みの下で推進する。

²⁴ 陸・海・空という従来の領域のみならず、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域を含む全ての領域における能力を有機的に融合し、その相乗効果により全体としての能力を増幅させる作戦をいう（防衛省『令和元年版防衛白書』213頁）。

²⁵ 米国防省では「flexible deterrent options」と呼ばれている概念であり、敵国の活動に適切なシグナルと影響を与えるため、事前に計画され、外交・情報・軍事・経済の各要素を慎重に組み合わせて行われる活動とされる（村野将「自衛隊には何が足りない？「競争」時代の防衛戦略とは」『Wedge ONLINE』（2019.1）〈<https://wedge.ismedia.jp/articles/-/15093?page=3>〉）。

ゾーン事態が恒常的に生起している現在の安全保障環境を踏まえ、多岐にわたる分野において政府横断的な政策を進めるとして、能動的サイバー防御²⁶を含むサイバー安全保障²⁷、海洋安全保障と海上保安能力、宇宙の安全保障、技術力の向上と研究開発成果の積極的な活用、情報に関する能力²⁸、有事も念頭に置いた国内での対応能力²⁹、国民保護、在外邦人等の保護、エネルギーや食料など安全保障に不可欠な資源の確保について取組を強化する。

(オ) 自主的な経済的繁栄を実現するための経済安全保障政策の促進

経済安全保障について「我が国の平和と安全や経済的な繁栄等の国益を経済上の措置を講じ確保すること」と定め、我が国の自律性の向上、技術等に関する優位性、不可欠性の確保等に向けて、サプライチェーン強靱化（次世代半導体の開発・製造拠点整備、レアアース等重要物資の安定供給確保等）、セキュリティ・クリアランス³⁰を含む情報保全の強化に向けた検討等を進める。

(カ) 自由、公正、公平なルールに基づく国際経済秩序の維持・強化

特定の国家による非軍事的な圧力により、国家の自主的な外交政策の意思決定や健全な経済発展が阻害されることを防ぎ、開かれ安定した国際経済秩序を維持・強化するため、不公正な貿易慣行や経済的な威圧に対抗するための我が国の対応策・国際規範の強化、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）の高いレベルの維持、インド太平洋経済枠組み（IPEF）³¹の具体化等に取り組むほか、透明で公正な開発金融に係る国際的な取組を主導する。

(キ) 国際社会が共存共栄するためのグローバルな取組

国連等の国際機関や国際的な枠組みとの連携を強化するとともに、安保理改革を含めた国連の機能強化に向けた取組を主導するほか³²、地球規模課題への取組として、感染症危機、人道支援³³、人権擁護³⁴、国際平和協力等に係る取組を強化する。

キ 我が国の安全保障を支えるために強化すべき国内基盤

経済・金融・財政の基盤の強化に不断に取り組み、幅広い分野において有事の際の持続的な対応能力を確保しつつ、安全保障と経済成長の好循環を実現する。また、社会的

²⁶ 国、重要インフラ等に対する安全保障上の懸念を生じさせる重大なサイバー攻撃について、可能な限り未然に攻撃者のサーバ等への侵入・無害化ができるよう、政府に対し必要な権限が付与されるようにする。

²⁷ 内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）を発展的に改組し、サイバー安全保障分野の政策を一元的に総合調整する新たな組織を設置する。

²⁸ 外国による偽情報等に関する情報の集約・分析、対外発信の強化、政府外の機関との連携強化等のための新たな体制を政府内に整備する。

²⁹ 自衛隊・海上保安庁のニーズに基づき、空港・港湾等の公共インフラの整備や機能を強化する政府横断的な仕組みを創設するほか、原子力発電所等の重要な生活関連施設の安全確保対策等を強化する。

³⁰ 先端技術の流出を防ぐため重要な情報を取り扱う研究者などの信頼性を事前に確認する制度とされる（NHKニュースウェブサイト〈<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220829/k10013792891000.html>〉）。

³¹ 2021年10月の東アジアサミットにおいてバイデン米国大統領が提唱した経済枠組みである。

³² 旧戦略では、安保理改革に関し、「常任・非常任双方の議席拡大及び我が国の常任理事国入りを含む安保理改革の実現を追求する」と明記されていた。

³³ 外国における戦争、自然災害等のために発生した避難民を積極的に受け入れるとする。

³⁴ 人権擁護は全ての国の基本的な責務であり、深刻な人権侵害には声を上げると同時に、様々な国と人権保護・促進に向けた対話と協力を重ねるとする。

基盤の強化として、国民の安全保障に対する理解・協力、平和と安全のために職務に従事する者の活動に対する適切な評価の促進等に取り組むほか、知的基盤の強化として、安全保障分野における政府と企業・学術界との実践的な連携、偽情報の拡散・サイバー攻撃に係る官民の情報共有、安全保障政策に係る国内外での効果的な発信等に関する施策を進める。

ク 新戦略の期間・評価・修正

新戦略はおおむね10年の期間を念頭に置き、安全保障環境や新戦略に基づく施策の実施状況等は、国家安全保障会議が定期的かつ体系的な評価を行い、安全保障環境等について重要な変化が見込まれる場合には必要な修正を行う。

2. 2023年の国際情勢

ロシアによるウクライナ侵略と各国の対応は世界中で食料・エネルギーの供給不足による物価高騰や金利上昇をもたらし、コロナ禍による経済の混乱・停滞に拍車をかけている。日本は、対露制裁やウクライナ支援を主導してきたG7の議長国として、また、国連安保理非常任理事国として、戦争の更なる拡大を防ぎ、国際秩序の回復を図りながら停戦の糸口を探るといった難しい役割を担う。

2022年の米国連邦議会中間選挙の結果を受けて、現在、上院は民主党が僅差で優位、下院は共和党が過半数を占めており³⁵、上下両院の「ねじれ状況」や、2024年の次期大統領選挙の候補者選考が米国の外交・安全保障政策に影響を及ぼす可能性も考えられる。

トランプ政権期に顕在化した米中対立の根幹には技術や安全保障をめぐる覇権争いがあるとされ、2022年11月の米中首脳会談において、気候変動等の課題での協力継続について合意されたが、今後も米中間の対立・競争は中長期的に継続していくものと思われ、米中関係について様々な側面から注視していく必要がある。

2022年10月の中国共産党大会³⁶において習近平総書記が留任し、異例とされる3期目がスタートした。最高指導部である政治局常務委員は全て習総書記と近い関係にあるものの、後継者と目される人物はいないとされ³⁷、権力基盤がより強固になった習総書記の下で、中国の今後の対外政策・活動が注目される。

北朝鮮は2022年、かつてない高い頻度で弾道ミサイル等の発射を繰り返すとともに、最高人民会議では核兵器の使用条件などを定めた核武力政策に関する法令が採択された。今後も、各種ミサイルの発射や準備を完了したとされる7回目の核実験が懸念されている。

ASEAN³⁸では、2022年11月に東ティモールの加盟が内定し、東南アジア全域を包括する組織となる見込みである。一方、ミャンマーでは、各地で市民による抗議デモと国軍による

³⁵ 上院の党派別議席数は民主党50、共和党49、無所属1、下院は民主党212、共和党222となっている。

³⁶ 新たな中央委員会の委員205名のうち約4割の81名が宇宙開発など科学技術分野での勤務経験があり、彼らは国家主導での基礎研究や技術開発の進め方を熟知している旨指摘されている（丁可「第4回 習近平政権の経済政策―産業政策、米中対立と今後の展望」『アジア経済研究所「IDEスクエア」世界を見る眼【特集】2022年中国共産党第20回党大会』（2023.1））。

³⁷ 李昊「習近平派一色の新指導部」『外交』Vol.76（2022.11/12）16～20頁

³⁸ 2023年は日本ASEAN友好協力50周年であり、12月に東京で特別首脳会議が開催される予定である。

弾圧が続いており、2022年12月、国連安保理は暴力の即時停止、被拘束者の解放等を求める決議を採択したが³⁹、2023年2月、国軍は非常事態宣言の6か月延長を発表し、同年8月までの実施を表明していた総選挙は先送りされる可能性が指摘されている。

インドは2023年、G20及び上海協力機構の議長国をそれぞれ務める。伝統的な非同盟主義を維持しながら、中国牽制の意図から海洋状況把握などクアッドの取組を進展させつつある。ウクライナ情勢への対応を含め、インドの外交姿勢がより注目される一年となろう。

中東では、イランの核問題をめぐり、2021年4月以降、米国・イラン間の協議がEUと英仏独中露の仲介により間接的に行われており、イランの包括的共同作業計画（いわゆる核合意）への復帰、米国の対イラン制裁解除等について交渉されているが、大きな進展は見られていない。イランの上海協力機構への加盟手続が進められているほか、2022年6月にBRICS加盟を申請しており、イランと中露等との関係強化に向けた動きが注目される。

3. ウクライナ情勢と日露関係

(1) ロシアとウクライナの攻防

2022年2月、ロシアはウクライナの一部である「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の「独立」を承認した上で、ウクライナにおける「非軍事化」「非ナチ化」を追求するとして、「自衛」のための「特別軍事作戦」の実施を発表し、ウクライナの首都キーウを始めとする複数の都市への攻撃を開始した。これに対し、ウクライナは米欧を中心とする同志国から軍事・財政支援を取り付けながら抗戦した。この間、双方の間で停戦協議が行われるも不調に終わり⁴⁰、同年9月、ロシアは予備役30万人の部分的動員に踏み切るとともに、親露派勢力によるウクライナ東・南部4州のロシアの支配地域における同国への編入に向けた「住民投票」、「国家」承認を経て、これら4州を併合する「条約」に署名した。この動きに対し、ウクライナは北大西洋条約機構（NATO）への加盟を申請する方針を表明した。2023年1月、プーチン大統領がロシア正教のクリスマスに合わせ、36時間の停戦を指示したが、ロシア・ウクライナ双方とも攻撃を継続した。同月、ロシアでは総司令官にグラシモフ参謀総長が任命されるとともに、ロシア軍兵士の定員を35万人増の150万人とする方針が決定された。ウクライナがNATO加盟国等から兵器の提供を受ける一方、ロシアはイラン、北朝鮮等からミサイル等を調達しているとされ⁴¹、ロシアによる侵略は長期化の様相を見せている。

(2) 国際連合の対応

ロシアによるウクライナ領土への軍事侵攻開始直後の2022年2月25日、国連安保理の緊急会合が開かれ、ロシアのウクライナ侵略を非難する決議案が採決に付されたが、ロシアの拒否権行使により否決された。これを受け、国連加盟国全てが参加できる国連総会緊急

³⁹ NHKニュースウェブサイト<<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221222/k10013930861000.html>>。なお、ロシア、中国及びインドは棄権した。

⁴⁰ 2022年3月末にトルコの仲介で停戦合意するところだったが、ロシアの弱体化を図る英米首脳が介入し、紛争は長期化した旨の指摘がある（下斗米伸夫「ウクライナ侵攻再考」『国際問題』（2022.10）5頁）

⁴¹ 『読売新聞』（令5.1.29）

特別会合が開催され、同年3月2日にロシアに対し軍事行動の即時停止を求める決議案が多数で可決された（賛成141か国）。その後も、安保理が一致して対応できない中、国連総会においてロシアを非難する決議案が採択された⁴²。

ロシアによるウクライナ侵攻以降、黒海を経由したウクライナからの穀物の輸出が激減し、途上国等において食料危機をもたらしていたが、2022年7月、国連、トルコ⁴³、ウクライナ及びロシアの4者間で、黒海経由の穀物輸出再開に関して合意した。

（3）ロシアへの制裁

2022年2月のロシアによる「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の「独立」の承認以降、G7を中心とする各国はロシア⁴⁴に対する制裁措置を導入・拡充してきており、IMF等多国間金融機関からの融資防止、ロシア中央銀行との取引制限、ロシア政府関係者等に対する資産凍結、国際銀行間通信協会（SWIFT）⁴⁵からのロシアの特定銀行の排除、ロシアへの新規投資禁止、ロシア産石油に対するプライスキュープ⁴⁶、WTO協定上の最恵国待遇の撤回⁴⁷、各種物品の輸出入禁止、石炭・石油輸入のフェーズアウト⁴⁸・禁止、関係者に対する査証発給停止など、多岐にわたる措置が講じられている。

しかし、ロシアに対する制裁措置を講じているのは米欧を中心に一部の国にとどまり、中国及びインドはロシアとの貿易を急拡大させている⁴⁹。日本はロシアに対する輸出額が減少したものの、輸入額は増加する結果となった⁵⁰。

（4）ウクライナ及びその周辺国への支援⁵¹

日本はウクライナ及び周辺国の要請や独自の現地ニーズ調査⁵²を踏まえ、自衛隊の装備品等の提供⁵³、緊急人道支援（保健、医療、食料等）、復旧・復興支援、財政支援、越冬支

⁴² 2022年3月にウクライナにおける人道状況の改善を求める決議案（賛成140か国）、4月にロシアの国連人権理事会における理事国資格停止決議案（賛成93か国）、10月にロシアによるウクライナ4州の併合を無効と宣言する決議案（賛成143か国）、11月に軍事侵攻による損害賠償をロシアに求める決議案（賛成94か国）がそれぞれ採択された。

⁴³ なお、トルコでは2023年5月に大統領選挙及び議会選挙が予定されている。

⁴⁴ ロシアによるウクライナ侵略に関与するベラルーシに対しても、各種制裁措置が実施されている。

⁴⁵ 世界中の銀行間の金融取引の仲介と実行の役割を担う。

⁴⁶ 上限価格を超える価格で取引されるロシア産原油及び石油製品の輸入並びに海上輸送等に関連するサービスの提供を禁止する。なお、日本は「サハリン2」プロジェクトにおいて生産された原油について、エネルギー安全保障の観点から、本措置の対象としていない。

⁴⁷ 日本では、2022年4月に関税暫定措置法が一部改正され、ロシア産品への関税が年間約40億円上乘せされる見込みである。

⁴⁸ 日本は、ロシアと共同で開発を進める油ガス田である「サハリン1」「サハリン2」プロジェクトについて、撤退しない方針を示している。

⁴⁹ 『日本経済新聞』（令5.1.22）

⁵⁰ 2022年の対露輸出額が対前年比29.8%減、輸入額が同26.2%増となった（財務省貿易統計（令和4年分（輸出確報；輸入速報（9桁））））。

⁵¹ 林外務大臣は「日本は、これまでウクライナ及び周辺国等に対し、総額約15億ドルの支援を順次実施している」旨発言している（林外務大臣会見記録（令5.1.27）〈https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/kaiken24_000168.html〉）。

⁵² 林外務大臣が2022年4月に総理特使としてポーランドを訪問したほか、国際協力機構（JICA）が3次にわたり調査団をモルドバに派遣している。

⁵³ 防衛装備移転三原則上の防衛装備に該当する防弾チョッキのほか、ヘルメット、防寒服、天幕、カメラ等を

援（発電機等の供与）、医療・保健等の分野における人的貢献等のほか、自衛隊機による国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の人道支援物資の輸送協力⁵⁴を実施してきている。

ウクライナでは、国土の約4分の1に地雷や不発弾が残っている可能性がある⁵⁵と推計されているが、2023年1月、日本は20年以上にわたり地雷除去を支援してきたカンボジアと協力し、同国においてウクライナ非常事態庁の職員に対し、日本が供与する予定の地雷探知機の使用訓練を実施した⁵⁶。

ロシアによるウクライナ侵攻以降、多くのウクライナ人が近隣の東欧諸国を中心に避難した状況を受けて、2022年3月、日本もウクライナ人の受入れを表明した⁵⁷。具体的には、短期滞在査証（90日間）を発給して入国を認めた上で、個別事情を考慮しつつ、就労可能な「特定活動」の在留資格（1年）での滞在、ウクライナ情勢に応じた在留期間の更新を認めるとした。また、査証の申請に必要な書類の簡素化、入国後の一時滞在先の提供、生活費・医療費支給、職業紹介、カウンセリング等の支援策を実施するとともに、地方自治体等の支援側と避難民とのマッチングサイトを開設した。

（5）ロシアによるウクライナ侵略後の日露関係の動き

2022年2月24日、ロシアがウクライナ領土への軍事侵攻を開始すると、日露両国間の関係にも大きな影響を及ぼすこととなった。軍事侵攻前の2月17日の日露首脳電話会談では、両首脳は平和条約を始めとする日露関係及びウクライナを始めとする地域・国際情勢について対話を続けていくことで一致していたが、侵攻後、岸田総理は、平和条約交渉、北方領土問題の展望について言及できるような状況にはないとの考えを示し、日露間の閣僚レベルの会談は行われていない。

制裁を強化する日本に対し、ロシアは強硬な姿勢を取るようになり、3月にはプーチン大統領が北方領土の経済特区に関する法律⁵⁸に署名したほか、ロシア外務省は日本との平和条約締結交渉中断の声明、共同経済活動の交渉中断、元島民らによる「ビザなし交流」や「自由訪問」の停止を発表し、9月には「ビザなし交流」と「自由訪問」の合意破棄を一方的に発表した⁵⁹。これに対し、日本政府は一連のロシアの措置について断じて受け入れられないとの立場を表明した。

日露間で結んでいる複数の漁業協定について、2022年は当初の予定よりも交渉が遅れた

提供している。

⁵⁴ 国際平和協力法に基づき、2022年5月1日から6月27日までの間、ドバイ（アラブ首長国連邦）にあるUNHCRの倉庫に備蓄された人道救援物資（毛布等）をポーランド及びルーマニアまで、自衛隊機により輸送するなどの措置を実施した。

⁵⁵ 『読売新聞』（令5.1.21）

⁵⁶ 林外務大臣会見記録（令5.1.20）〈https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/kaiken4_001075.html〉

⁵⁷ ウクライナからの避難民受入数は2,261人となっている（2023年1月25日までの速報値（出入国在留管理庁ウェブサイト〈<https://www.moj.go.jp/isa/content/001388202.pdf>〉））。

⁵⁸ 進出企業などに20年間の税制優遇期間を与えることなどを内容とする。

⁵⁹ その後、ロシア外務省は元島民らが先祖の墓を訪れる「北方墓参」については「実施に影響しない」と表明したが、林外務大臣は「現時点で北方墓参を含む四島交流等事業を行う状況には大変残念ながら」とした上で、「北方墓参を始めとした事業の再開は今後の日ロ関係の中でも最優先事項の一つである」旨答弁している（第210回国会衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第3号6～7頁（令4.12.7））。

協定や履行の一時中止となった協定があったものの、日本がロシアに援助金を支払うことで協定に基づく操業が例年より遅れて開始された。しかし、ロシアは一部の協定について、2023年の操業条件を決める交渉に応じない方針を示している⁶⁰。

従前より日本周辺や北方領土で行われてきたロシアの軍事活動は一層活発化している。また、中国と共同での艦艇の航行、爆撃機の飛行も実施されており、中露の軍事的連携が強まることが懸念される。

4. 日米関係

(1) 日米首脳会談

2022年5月、バイデン大統領が大統領として初めて訪日し、日米首脳会談が行われた。両首脳はロシアによるウクライナ侵略が国際秩序の根幹を揺るがす中、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を断固として守り抜く必要性を改めて確認した上で、インド太平洋地域こそがグローバルな平和、安全及び繁栄にとって極めて重要であるとの認識の下、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、日米が国際社会を主導し、引き続き同志国と緊密に連携していくこと、今回の侵略のような力による一方的な現状変更の試みをいかなる地域においても許してはならず、その試みには重大なコストが伴うことを明確に示していくことが重要との認識で一致した。また、東シナ海や南シナ海における力による一方的な現状変更の試みや経済的威圧に強く反対し、香港情勢や新疆ウイグル自治区の人権状況を深刻に懸念するとともに、中国をめぐる諸課題への対応に当たり、引き続き日米で緊密に連携していくことで一致した。

同年11月、カンボジアにおいて日米首脳会談が行われ、両首脳はロシアによるウクライナ侵略に関し、グローバル・サウスへの働きかけ強化で一致したほか、岸田総理から米国による環境配慮車両への優遇措置に対する日本の考えを伝達した⁶¹。

2023年1月、岸田総理は総理として初めてワシントンD. C. を訪問し、日米首脳会談が行われた。岸田総理から、新たな国家安全保障戦略等に基づき、反撃能力の保有を含む防衛力の抜本的強化及び防衛予算の相当な増額を行っていく旨述べたのに対し、バイデン大統領から改めて全面的な支持を得た。両首脳は日本の反撃能力等の開発・効果的運用に係る協力強化について閣僚に指示した。両首脳はG7広島サミットの優先事項について議論したほか、半導体等の重要技術の育成・保護に向けた協力を確認し、宇宙分野での日米協力を一層推進することで一致した⁶²。

⁶⁰ 野村農林水産大臣記者会見概要（令5.1.23）〈<https://www.maff.go.jp/j/press-conf/230123.html>〉

⁶¹ 米国財務省によるパブリックコメント募集に対し、2022年11月、日本政府は意見書を提出し、IRA（インフレ抑制法）におけるEV税額控除に関し、北米地域以外からの輸入完成車への税控除が適用除外となったこと等を強く懸念し、日本メーカー製造EVも同等に税額控除が適用されること等を要請している（外務省ウェブサイト〈<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100417180.pdf>〉）。なお、IPEFにおいて、外国企業に対する差別的扱いの撤廃に向けて協議すべき旨指摘されている（『日本経済新聞』（令4.11.25））。

⁶² 米国航空宇宙局（NASA）本部において、岸田総理立会いの下、日米両国の外相が「日・米宇宙協力に関する枠組協定」に署名した。同協定は平和的目的のための宇宙空間の探査・利用における協力に関する基本事項を包括的に定めるものであり、2月下旬に国会に提出される予定である。

(2) インド太平洋経済枠組み (IPEF)

2022年5月、東京においてIPEFの立ち上げ会合が開催された。参加国は日本を含めた14か国⁶³であり、①貿易、②サプライチェーン、③クリーン経済、④公正な経済の四つを柱とし、交渉に向けた議論を開始することが合意された。同年9月にロサンゼルスで開催された初の閣僚級会合においては、交渉の大枠を示した閣僚声明が発出された。ただし、インドは貿易に関する交渉には参加しなかった⁶⁴。また、IPEFは関税削減を交渉の対象としていないことから、一部に実効性や参加国の実益を疑問視する声も上がっている。

(3) 米中対立

トランプ政権下で悪化した米中関係の対立構造は、バイデン政権発足後も継続している。

米中関係が膠着状態にある中、2022年8月、ナンシー・ペロシ米国下院議長が台湾を訪問し、米国の議員や州知事の訪台が相次いだ。これに対し、中国外務省は中米関係の政治的基盤が深刻な影響を受けるなどと非難した。また、台湾周辺海空域では、中国人民解放軍による軍事演習が繰り返された。

同年11月、インドネシアで対面では初となる首脳会談が行われ、台湾問題について、バイデン大統領は「一つの中国⁶⁵」政策は不変であるとした上で、中国による威圧的・攻撃的な行動に異議を唱えたのに対し、習近平国家主席は中国の核心的利益の中の核心で中米関係の第一のレッドラインであり、米国が大統領の約束を守ることを希望すると強調した。両首脳は気候変動、世界のマクロ経済の安定、健康安全保障、食料安全保障等に係る協力の継続について合意した⁶⁶。

米中の通商関係では、両国は互いに追加関税、輸出管理強化等の措置を講じてきたが、2022年10月、米国は半導体関連の輸出管理を強化する規制を発表した。この中国を想定した規制について、世界的な半導体製造装置メーカーを有する日蘭両国に同調を求めたとされ、日本政府は導入に向けて調整に入る旨報じられている⁶⁷。

米中間の中長期的な対立・競争が見込まれる中、日本外交は日本の国益を確保しながら日米同盟を強化し、「建設的かつ安定的な」日中関係を構築するという難しい舵取りを迫られている。

⁶³ 米国、日本、豪州、ニュージーランド、韓国、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ブルネイ、インド及びフィジーの14か国である。

⁶⁴ 2023年1月、米国及びインドは二国間貿易の拡大に向けた作業部会設立で合意し、インドが求める関税引下げ等について議論される見込みである旨報じられている（『日本経済新聞』（令5.1.13））。

⁶⁵ 中国による「一つの中国」原則の維持・強化は、台湾との「統一」の正統性を保持するにとどまらず、台湾に対する武力行使を正当化する意味合いも持ち得る旨指摘されている（福田円「中国の「一つの中国」原則をめぐる新戦略」〈https://www.spf.org/japan-us-taiwan-research/article/fukuda_01.html〉）。

⁶⁶ 米国の国家安全保障戦略が発信しようとしている主要なメッセージは「米国は中露との戦略的競争だけに専心するわけではない」というものであるが、「共通の挑戦課題をめぐる協力のために、戦略的競争に関する取組を犠牲にすることはない」ことも指摘しているとされる（森聡「バイデン政権の国家安全保障戦略」〈https://www.npi.or.jp/research/data/NPI_Commentary_mori_20221116.pdf〉）。

⁶⁷ 『日本経済新聞』（令5.1.29）。なお、産業と技術をめぐる米国の対中競争の取組は、中国の非市場経済的・不公正慣行に対する措置として行われることに加えて、米国自身の公共事業として推進される側面もあるため、各種規制措置や戦略産業化は容赦なく推進される旨指摘されている（前掲脚注66）。

5. 日中関係

(1) 最近の日中関係

近年、中国公船による尖閣諸島周辺海域での活動が活発になっており、2022年は中国当局の船が接続水域を航行した日数は過去最多の336日となったほか⁶⁸、12月22日から25日まで過去最長となる72時間45分にわたって領海に侵入した⁶⁹。

2022年2月1日、衆議院で「新疆ウイグル等における深刻な人権状況に対する決議案」が可決されたことを受け⁷⁰、中国は日本側に厳正な申入れを行い、対抗措置の可能性に言及した。同月に在中国日本大使館の館員が中国側当局に一時的に拘束される事案が発生したほか、中国は5月以降東シナ海における資源開発を進め、日中の地理的中間線の西側で新たに構造物を設置した。8月、ペロシ米国下院議長の訪台を受けて、中国は台湾周辺で軍事演習を繰り返し、日本の排他的経済水域内に5発の弾道ミサイルが落下した。G7諸国は「台湾海峡の平和及び安定の維持に関するG7外相声明」を発出したが⁷¹、中国は反発し、最終調整中であった日中外相会談の開催を拒否した。

9月29日の日中国交正常化50周年に際しては、日中両国首脳・外相が日中関係の発展に向け相互にメッセージを交換し、林外務大臣が記念レセプションに出席した。

11月、APEC首脳会合に出席するためタイを訪問中の岸田総理は、習主席と初となる対面での首脳会談を行った。岸田総理は「日中関係は様々な協力の可能性とともに多くの課題や懸案にも直面しているが、日中両国は地域と国際社会の平和と繁栄にとって共に重要な責任を有する大国であり、率直な対話を重ね、国際的課題には共に責任ある大国として行動し、共通の諸課題について協力するという建設的かつ安定的な日中関係の構築という共通の方向性を双方の努力で加速していくことが重要である」旨述べたのに対し、習主席は「日中関係には幅広い共通利益や協力の可能性があり、日中関係の重要性は変わらない。岸田総理と共に新しい時代の要求に相応しい日中関係を構築していきたい」旨述べた。両首脳は、経済や国民交流の具体的分野で互恵的協力は可能であること、環境・省エネを含むグリーン経済や医療・介護・ヘルスケアの分野等での協力の後押し、両国の未来を担う青少年を含む国民交流の再活性化、日中ハイレベル経済対話及び日中ハイレベル人的・文化交流対話の早期開催で一致した。

中国の「ゼロコロナ」政策転換後の新型コロナ感染の急速な拡大を踏まえ、日本政府は12月30日以降、中国からの渡航者に対する臨時的な水際対策強化措置を導入した⁷²。中国はこれに対抗し、2023年1月10日以降、日本人に対する査証の発給について一部を除き停止

⁶⁸ NHKニュースウェブサイト<<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221229/k10013937761000.html>>、海上保安庁ウェブサイト<<https://www.kaiho.mlit.go.jp/mission/senkaku/senkaku.html>>

⁶⁹ NHKニュースウェブサイト<<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221225/k10013934101000.html>>

⁷⁰ 参議院では、2022年12月5日、「新疆ウイグル等における深刻な人権状況に対する決議案」が可決された。

⁷¹ ロシアによるウクライナ侵略を非難する国際世論が国連等の場で形成されていることを踏まえると、台湾海峡の平和と安定の維持について、より多くの国の理解・支持が得られるような取組が求められよう。

⁷² 首相官邸ウェブサイト<https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2022/1227kaiken.html>

したが⁷³、同月29日に再開した⁷⁴。

(2) 中国の人権状況に対する国際社会の対応

2022年8月、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）は、新疆ウイグル自治区における人権に関する懸念の評価について、政府の公式文書、内部文書、衛星画像、インタビュー等に基づく報告書を公表した⁷⁵。中国のウイグル人に対する侵害行為は人道に対する罪を含む国際犯罪の遂行に当たる可能性があるとして、収容所等で恣意的に自由を奪われている全ての人の解放、新疆ウイグル自治区におけるウイグル人等に対する差別的な法律等の早急な撤廃、収容所等における人権侵害の疑惑の速やかな調査、被害者への適切な救済・賠償の提供など、13項目に及ぶ改善を求めた⁷⁶。

米国では2022年6月にウイグル強制労働防止法が施行され、新疆ウイグル自治区が関与する製品は強制労働により生産されたとみなされ、原則輸入禁止となった。欧州委員会は同年9月、強制労働により生産された製品のEU域内での流通を禁止する規則案を公表した⁷⁷。日本政府は同年9月、企業による人権尊重の取組を促進すべく、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定したが、ガイドラインの内容の拡充、規制の法制化等の必要性が指摘されている⁷⁸。

6. 日韓関係

2022年3月の大統領選挙において、保守系政党「国民の力」の尹錫悦（ユン・ソンニョル）候補が大統領に選出された。尹大統領は、南北対話を優先した文前政権の外交政策を批判して米国⁷⁹や日本との信頼回復を訴えており、同年11月にはインド太平洋戦略を発表し、インド太平洋地域への関与を強める姿勢を見せている。日本との関係においては、両国の首脳が頻繁に往来する「シャトル外交」の復活と、歴史問題、経済、安全保障協力などの議題を網羅した「包括的解決」の2本柱を具体的な政策として掲げている。

2022年9月、国連総会出席のためニューヨークを訪問中の岸田総理は尹大統領と懇談を行い、両首脳は日韓・日米韓協力の推進、北朝鮮対応の更なる連携で一致したほか、日韓間の懸案を解決し、日韓関係を健全な関係に戻す必要性を共有し、1965年の国交正常化以来築いてきた日韓の友好協力関係の基盤に基づき日韓関係を未来志向で発展させていくことで一致した。また、同年11月の日韓首脳会談では、自由で開かれたインド太平洋を追求

⁷³ 中国からの入国者に対し、米加仏伊印韓等の各国も水際対策を強化しているが、中国が対抗措置を採ったのは日韓両国にとどまる（『読売新聞』（令5.1.12））。

⁷⁴ 『日本経済新聞』（令5.1.30）

⁷⁵ 2022年1月、中国外務省は国連人権高等弁務官による新疆ウイグル自治区の訪問について、双方の交流・協力を目的とする訪問を受け入れる方針を表明し（『読売新聞』（令4.1.30））、同年5月、バチエレ国連人権高等弁務官は新疆ウイグル自治区を訪問した。

⁷⁶ 阿古智子「ウイグル問題をめぐる人権・ビジネス・外交」『外交』Vol.76（2022.11/12）59頁

⁷⁷ JETRO「ビジネス短信 欧州委、強制労働製品のEU域内での流通を禁止する規則案を発表」〈<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/09/81b8c14a1c45210a.html>〉

⁷⁸ 前掲脚注76 62～63頁

⁷⁹ 2022年2月に米国が発表した「インド太平洋戦略」では、同盟国・友好国同士の結束を固める必要があるとして、米国が日韓両国の関係強化を促す方針が明記されている。

する取組の連携で一致した。

（１）旧朝鮮半島出身労働者問題

2018年10月及び11月、朝鮮半島が日本統治下にあった第二次世界大戦中に日本本土で強制的に働かされたとする韓国人の原告が新日鐵住金（現・日本製鉄）と三菱重工業に対して損害賠償を求めた訴訟の上告審（韓国大法院）で、両社に賠償支払等を命じる判決がそれぞれ確定した。両社の資産売却に向けた司法手続が進められる中、2022年7月、旧朝鮮半島出身労働者問題の解決に意欲を示す尹政権の下、弁護士、原告支援団体等で構成される官民協議会が発足し、協議が行われた⁸⁰。

2022年9月、ニューヨークで日韓首脳間の懇談が行われ、外交当局間の協議を加速化するように指示することで一致し、同年11月にカンボジアで行われた日韓首脳会談では、懸案の早期解決を図ることで改めて一致した。

2023年1月、韓国政府は公開討論会を開き、2018年の大法院確定判決を受けた原告への日本企業の賠償支払について、韓国政府傘下の日帝強制動員被害者支援財団が肩代わりする案を提示した。韓国側は解決に際し、日本側に「誠意ある呼応」を求めており⁸¹、その内容について両政府間で調整している旨報じられている⁸²。

（２）慰安婦問題

2015年12月、慰安婦⁸³問題の「最終的かつ不可逆的」な解決が政府間で確認され（日韓合意）、日本政府が支出した10億円を基に「和解・癒やし財団」による元慰安婦の心の傷を癒す事業が開始されたが、2017年5月に発足した文在寅政権は日韓合意が元慰安婦の意思を十分に反映せず、真の問題解決にならないとして、2018年7月に日本政府の拠出金10億円を全額韓国政府の予算から充当する予備費支出を閣議で承認し、2019年7月、財団は日本側の同意を得ないまま登記上の解散手続を終え、清算法人となった⁸⁴。

2021年1月、ソウル中央地方裁判所は元慰安婦等12人が日本政府を相手として提起した損害賠償請求訴訟において、国際法上の主権免除⁸⁵の原則を否定した上で、日本政府に対し、原告へ各1億ウォンずつ支払うことを命じる判決を下したが⁸⁶、同年4月、同裁判所は同趣旨の別の訴訟においては、国際法上の主権免除の原則を認めた上で、訴えを却下した。

⁸⁰ 協議会の結論としては、新たに創設する基金や既存の財団などが主体となり、財源は日韓の企業などによる拠出が望ましいとの意見でまとまったとされた。

⁸¹ 尹徳敏駐日韓国大使は「日本企業と被害者との間で和解があれば持続可能な解決となる」として、「韓国内で整理する解決策を補完する措置が必要であり、法的な問題ではなく、人と人の問題として、日本側も考慮すべきである」旨の見解を示している（『毎日新聞』（令5.1.18））。

⁸² 『読売新聞』（令5.1.31）

⁸³ 韓国政府に登録された慰安婦240人のうち生存者は10人である旨報じられている（『中央日報』（令4.12.29））。

⁸⁴ 外務省は「和解・癒やし財団については、韓国側から、財団の解散手続を完了したわけではなく、財団の残金は2022年12月時点において約56億ウォンであるとの説明を受けている」旨答弁している（第210回国会参議院外交防衛委員会会議録第8号11頁（令4.12.6））。

⁸⁵ 外国自身及びその財産が民事事件において法廷地国の裁判管轄権・執行管轄権から免除されることを指す（浅田正彦編著『国際法（第5版）』（東信堂、2022年）133頁）。

⁸⁶ 日本政府は、同判決は国際法及び日韓両国間の合意に明らかに反するものであり、極めて遺憾であり、断じて受け入れることはできないとの立場であり、控訴しなかったため、2021年1月23日、判決は確定した。

同年1月の確定判決に基づき、同裁判所は同年6月、日本政府に対し、韓国内に所有する財産目録の提出命令を決定したが⁸⁷、2022年9月、日本側に通知書類を送達できないとして同命令を取り消した⁸⁸。

2021年6月、韓国政府は慰安婦問題関連部署の高官や原告代理人らで構成する協議体を発足させたが、慰安婦問題の解決に向けた具体的な進展は見られていない。2022年7月、朴振外交部長官は東京で日韓議員連盟所属議員と会談し、「2015年の日韓合意は尊重するつもりであり、合意の基本的な精神である被害者の尊厳と気持ちを大切にす形で解決策をつくりたい」旨発言したと報じられている⁸⁹。

(3) その他の懸案事項

上記のほか、日韓の間には、韓国向け輸出管理の運用の見直し、韓国による日本産水産物の輸入規制、竹島の領有権、「日本海」の呼称⁹⁰、東京電力福島第一原発の処理水放出、「佐渡島の金山」の世界文化遺産登録⁹¹など、多数の懸案事項が存在している。

尹政権との間では日韓首脳同士の対面による会談が再開したものの、韓国は2024年春に国会議員選挙を控え、2023年後半から国内政局が激しくなることが予想されており⁹²、日韓間の懸案事項への影響が懸念される。

7. 北朝鮮情勢

(1) 北朝鮮の核・ミサイル開発の動向

近年、北朝鮮は新型長距離巡航ミサイル、極超音速ミサイル、潜水艦発射型弾道ミサイル(SLBM)等の発射実験を実施するなど、新兵器の開発を進展させている。また、2022年10月、北朝鮮は約5年ぶりに日本の上空を通過させる形で弾道ミサイルを発射した⁹³。国連安保理は北朝鮮に対する追加制裁案について協議してきたが、一致した対応には至らず、同年11月、日米英仏など14か国が「安保理が一つの声で北朝鮮の行動を非難する必要がある」旨の共同声明を発表した⁹⁴。

2022年9月の最高人民会議では、核武力政策に関する法令が採択され、金正恩総書記は演説で「核武力政策が法制化されたことにより、政府の平和的立場と核武力政策の透明性、当為性が確実に変わった」と強調するとともに、米国が「核を下ろさせて我が政権をいつでも崩壊させようとしている」との不信感から、核の法制化により「絶対に核を放棄できな

⁸⁷ 「外交関係に関するウィーン条約」第22条3では、外交使節団の公館等は差押え、強制執行等を免除される旨規定されている。

⁸⁸ 法務省は「書類の送達は日本の主権・安全保障を侵害する」として受領を拒否した旨報じられている(『聯合ニュース』(令4.9.23))。

⁸⁹ NHKニュースウェブサイト<<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220719/k10013725201000.html>>

⁹⁰ 韓国や北朝鮮は「東海」への改称・併称を求めている。

⁹¹ 韓国側は朝鮮半島出身者が強制労働させられた施設であるとして、撤回を求めている。なお、2023年1月、日本政府は推薦書を国連教育科学文化機関(ユネスコ)に再提出した(『産経新聞』(令5.1.21))。

⁹² 『産経新聞』(令5.1.8)

⁹³ 衆議院は2022年10月5日、参議院は翌6日にそれぞれ「北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案」を可決した。

⁹⁴ 『日本経済新聞電子版』(令4.11.22)

い」との決意を明確に示した。法令には、核兵器は金正恩総書記の指揮下に置かれ、関連する決定権は全て金正恩総書記にあると明記された。

2022年12月に開かれた朝鮮労働党中央委員会拡大総会で、金総書記は2023年に戦術核兵器を大量生産し、核爆弾の保有量を急激に増やすほか、軍事偵察衛星を最短期間内に打ち上げる方針を示した旨報じられている⁹⁵。

北朝鮮のサイバー攻撃による暗号資産（仮想通貨）の窃取⁹⁶や、ウクライナ情勢、台湾問題等に対してロシア・中国を擁護する外交姿勢⁹⁷が、自国の核・ミサイル開発を下支えしているとも指摘されており、北朝鮮の軍事力の更なる強化が懸念される。

（２）米国の対北朝鮮政策

2021年4月、バイデン政権は北朝鮮政策の見直しを完了したことを明らかにし、「調整された現実的アプローチ」をとると表明した。詳細は明らかにされていないが、目標を朝鮮半島の完全な非核化とし、米国と同盟国との安全を強化する方法とされる。バイデン政権は、北朝鮮による弾道ミサイル等の発射に対し、国連安保理決議に違反していると非難しつつも、前提条件なしで北朝鮮と対話する用意があることを表明している。

しかし、北朝鮮側は、2021年9月に開催された最高人民会議において、金正恩総書記が前提条件なしの対話は歴代米国政権が追求してきた敵視政策の延長に過ぎないと演説したように、バイデン政権の政策見直しを評価していない。

尹政権発足後、米韓両国は大規模な合同軍事演習を実施し、北朝鮮は自衛権の行使として大陸間弾道ミサイル（ICBM）の発射を行うなど、朝鮮半島の緊張は高まりつつある。

2023年1月、バイデン政権は北朝鮮人権問題担当特使の指名を発表した。今後、連邦議会上院の承認が必要となるが、米国が人権問題で北朝鮮に圧力を強めれば、米朝間の対話の実現が一層困難になる可能性も指摘されている⁹⁸。

（３）日朝関係と拉致問題

日本と北朝鮮の間において、2014年5月のストックホルム合意をめぐる一連の交渉に進展が見られない中、日本政府は拉致問題を最重要課題と位置付け、諸外国との首脳・外相会談の機会や国連等の場で拉致問題を提起するなど外交手段を尽くして問題解決に取り組んできたが、北朝鮮側は「拉致問題は既に全て解決され、完全に終わった問題」とする主張を続けており、拉致被害者の帰国に向けた道筋を作り出すことはできていない。米中韓を始めとする関係国と緊密に連携しながら、北朝鮮との対話の糸口を見出すことが求められよう。

（みやざき まさし）

⁹⁵ 『読売新聞』（令5.1.3）

⁹⁶ 『日本経済新聞』（令4.11.20）

⁹⁷ 倉田秀也「対立の「受益者」北朝鮮外交の行動原理」『Voice』（2022.12）83頁

⁹⁸ 『日本経済新聞』（令5.1.27）